

# 古き判決文を解読せよ！

## 結果の御報告

大津地方・家庭裁判所では、平成28年度憲法週間記念行事として小学4～6年生を対象に、5月28日（土）午後1時30分から、「裁判所謎解き体験見学ツアー～古き判決文を解読せよ！～」を開催しました。

今回は、お子さま24名、保護者の方19名の合計43名の方に御参加いただきました。

### ◆導入～裁判所施設見学まで



はじめに、職員から今回のツアーの概要について説明した後、探偵手帳を手に4グループに分かれて施設見学をしていただきました。

施設見学では、大法廷・ラウンドテーブル法廷・調停室・少年審判廷の各部屋において、それぞれ刑事裁判、執行手続・破産手続、民事裁判・民事調停、少年審判の手続について書記官及び家裁調査官から説明がありました。

各部屋での職員の説明後、参加者のみなさんにはそれぞれの手続にまつわるクイズに挑戦していただきました。

### ◆謎解き～判決文の解読まで

その後、クイズの解答をもとに最後の謎解きに挑戦していただきました。最後の謎解きでは、難しく感じられた方もいらっしゃる一方、もっと難しいのがいい！という強者もいらっしゃいました。

最終的に半数以上の方が解読できていたように思います。みなさんにお越しいただいたことで、無事判決文の解読ができました。





## ◆裁判官の質問コーナー～記念撮影

裁判官への質問コーナーでは、参加者の方々から大津地方裁判所刑事部の平瀬裁判官へ、疑問に思ったことや日頃気になっていることなど様々な質問をしていただきました。

最後に、裁判官から当日御参加いただいたお子さまに参加証をお渡しし、本行事は閉会となりました。

その後、法服を着て記念撮影するなどしてお楽しみいただき、解散となりました。

みなさまこの度は御参加いただき、誠にありがとうございました。

## ～参加者のみなさまからの感想をご紹介します～

〈 お子さま 〉

- ・初めて参加したけどすごく面白かったです。
- ・自分が話合いに参加しているようでとても楽しかったです。難しかったけど来てよかったと思いました。
- ・難しかったからこそ楽しかった。
- ・難しかったけどとても勉強になった。裁判のことがよくわかった。
- ・いろいろ話も聞けて、裁判官に質問もできたし良かった。

〈 保護者 〉

- ・体験型で子どもも飽きずに話を聴いて楽しめたのでとてもよかった。
- ・今度裁判を見に行きたくなりました。
- ・いろいろな形で啓発活動をされているのだなと思った。
- ・普段聴き慣れない言葉が多く難しく思いましたが、子どももなんとなく理解したようで親子ともに勉強になりました。
- ・子どもが法律や法廷に興味を抱くきっかけになった。
- ・このような子ども向けのイベントを継続して行ってほしいです。
- ・中学生向けにもお願いしたいです。

## ●最後に・・・

今回の「謎解き体験見学ツアー」を通して、参加者のみなさまからいただいたアンケートでは、多くの方に、「楽しかった」「おもしろかった」とのご意見をいただきました。今回の行事を機に、みなさまに裁判手続について、より興味をもっていただけると幸いです。

今後も、裁判所の手続について、みなさまに御理解いただけるように、そして裁判所をもっと身近に感じていただけるように努めてまいります。

大津地方・家庭裁判所では、今回のような行事を年に2回、5月の憲法週間と10月の「法の日」週間に合わせて行っております。各回内容は様々ですが、興味のある方はぜひお問い合わせください。

また他にも、裁判員制度説明会や団体による裁判傍聴の申込みも受け付けておりますので、興味のある方はぜひ、総務課文書係（077-503-8112）までご連絡ください。